

○後志広域連合電算システム構築事業検討委員会設置要綱

〔平成20年1月9日〕
要綱第1号

(設置)

第1条 後志広域連合に後志広域連合規約（平成19年市町村第138号指令。以下「規約」という。）第4条第2号及び第3号に掲げる事務を処理するための電算システムを導入するため、後志広域連合電算システム構築事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、後志広域連合長（以下「連合長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について、協議又は調整するものとし、委員会の協議経過及び結果について連合長に報告するものとする。

- (1) 電算システムの円滑な導入に関すること。
- (2) 電算システム構築事業仕様書の作成に関すること。
- (3) 電算システム構築事業の進捗状況の監理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、規約第2条に定める関係町村の副町村長、国民健康保険事業担当者、介護保険事業担当者、電算業務担当者等の職にある者のうちから、別表第1に掲げるものをもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会議の座長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 委員会は、第2条各号に掲げる事項を円滑に処理するため、次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 国民健康保険専門部会
 - (2) 介護保険専門部会
- 2 部会は、別表第2に掲げる者（以下「部員」という。）をもって構成する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は委員長が指名し、副部会長は部員の中から部会長が指名する。
 - 4 部会長は、部会を招集し主宰する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 部会長は、部会の検討等の結果を委員会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて、関係職員等の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置き、後志広域連合事務局の総務課、国民健康保険課及び介護保険課がこれに当たる。

2 事務局の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月9日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

町 村 名	職 名
島 牧 村	副村長
黒 松 内 町	保健福祉課主査
蘭 越 町	住民課国民健康保険係長
二 七 コ 町	副町長
真 狩 村	住民課長
留 寿 都 村	保健医療課長
喜 茂 別 町	副町長
京 極 町	健康推進課介護保険係長
俱 知 安 町	住民課国民健康保険係長
共 和 町	住民福祉課健康推進係主事
泊 村	副村長
神 恵 内 村	住民課長
積 丹 町	住民福祉課長
古 平 町	総務課総務係主任
仁 木 町	企画課情報推進係長
赤 井 川 村	副村長

別表第 2（第 6 条関係）

国民健康保険専門部会

町 村 名	職 名
蘭 越 町	住民課国民健康保険係長
真 狩 村	住民課長
俱 知 安 町	住民課国民健康保険係長
積 丹 町	住民福祉課長
古 平 町	総務課総務係主任

介護保険専門部会

町 村 名	職 名
黒 松 内 町	保健福祉課主査
留 寿 都 村	保健医療課長
京 極 町	健康推進課介護保険係長
共 和 町	住民福祉課健康推進係主事
神 恵 内 村	住民課長